備考 一　この表に定める入学定員及び基幹教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び基幹教員数とする。 二　この表に定める基幹教員数の三割以上は原則として教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該短期大学の教育研究に従事する教員とする。 三　この表に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一短期大学ごとに一の学科についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学科（他の短期大学に置かれる学科又は大学（短期大学を除く。）に置かれる学部を含む。以下この号において同じ。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学科について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。 四　入学定員がこの表に定める数を超える場合には、その超える入学定員に応じて、一、〇〇〇人につき基幹教員二人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。 五　修業年限三年の短期大学（短期大学設置基準第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学を除く。）の学科については、この表に定める基幹教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した基幹教員数とする。）にこの表に定める基幹教員数の三割に相当する数を加えたものとする。 六　学科又は専攻課程を二以上置く場合にあつては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の基幹教員を減ずるものとする。 七　この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の基幹教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難い場合は別に定める。 **別表第二**（第九条関係） ［表略］ 備考 一・二　［略］ 三　短期大学設置基準第十七条第四項に規定する科目等履修生等を同一分野に属する学科の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、この表に定める面積に相当数の面積を加えたものとする。 四　［略］	備考 一　この表に定める入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。 二　この表に定める教員数の三割以上は原則として教授とする。 ［号を加える。］ 三　入学定員がこの表に定める数を超える場合には、その超える入学定員に応じて、一、〇〇〇人につき教員二人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。 四　修業年限三年の短期大学（短期大学設置基準第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学を除く。）の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。）にこの表に定める教員数の三割に相当する数を加えたものとする。 五　学科又は専攻課程を二以上置く場合にあつては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の教員を減ずるものとする。 六　この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難い場合は別に定める。 **別表第二**（第十条関係） ［同上］ 備考 一・二　［同上］ 三　短期大学設置基準第十七条第一項の科目等履修生その他の学生以外の者を同一分野に属する学科の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、この表に定める面積に相当数の面積を加えたものとする。 四　［同上］

（専門職短期大学設置基準の一部改正）

第八条　専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第三条） 第二章　学科（第四条）	目次 第一章　総則（第一条―第四条） 第二章　学科（第五条）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。